

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 26 年 6 月 10 日現在

機関番号：32702

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2011～2013

課題番号：23531066

研究課題名(和文) 米国・オバマ政権の E S E A (初等中等教育法) の再改定の実施過程の実証的研究

研究課題名(英文) Studies on the Reauthorization of Elementary and Secondary Education Act in U.S under the Obama's Presidency

研究代表者

青木 宏治 (AOKI, KOJI)

神奈川大学・法学研究所・研究員

研究者番号：10116999

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,900,000 円、(間接経費) 570,000 円

研究成果の概要(和文)：アメリカ合衆国の2001年NCLB法(ひとりの落ちこぼしをしない法)は、2007年度までの時限法である。2008年に大統領に就任したオバマ大統領は、その修正を重要政策課題とした。しかし、議会での再改定の議事は進まず、3分の2の州では、本法の実施免除(waiver)の承認を得て、空洞化している。本法のサンクションは、学力テスト向上の出ない学校の教職員の入れ替え、生徒の転校、チャータースクールへの移管などがあるが、その措置の弊害の指摘が多い。その実態をカリフォルニア州、インディアナ州、オハイオ州で調査した。

研究成果の概要(英文)：No Child Left Behind Act of 2001 should be reassured in the Congress until 2007, and new President Obama elected in 2008 gave reforms of NCLB act as his main agenda. But they have not been progressed in the minority Congress. Its act has big penalty against schools with failure of student achievement test, such as removal of school staff, students transfer to another school or transfer to charter school. Their sanctions to school failure could not give good and productive effect. I got data and knowledge which have received criticism. Now over thirty five states have already proposed and got the waiver from the Department of Education not to do NCLB test scheme and obligations.

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：教育学・教育学

キーワード：アメリカ連邦教育法 アメリカ初等中等教育法 NCLB法 州主権と教育

1. 研究開始当初の背景

(1) 2001年 No child Left Behind(NCLB法という。ひとりの子どもも落ちこぼさない法)は、学区、州を教育統治の中心組織におくことを伝統とするアメリカ合衆国において画期的であり、最大の連邦教育法と言われ、アメリカのみならず、世界中から注目された。また、その教育改革の方法は、生徒の学力テスト成績の向上の成果責任を指標とし、悪ければ、学校教員の入れ替え、生徒の転校という学校選択、チャータースクールへの移管という制裁を義務付けた。

(2) NCLB法は、2007年までの時限法律であり、2008年に新たに大統領に就いたオバマは、この法律の制裁部分は修正することを大統領選挙の綱領のなかに載せていた。オバマ大統領は、グローバル競争でのアメリカのリーダーの地位の確保のため大学を含めた教育改革が「アメリカ再生プログラム」として打ち出した。2011年、12年にNCLB法の再改定(Reauthorization)の法案が連邦議会に提案されたが、成立するまでには至らなかった。多くの州からNCLB法は、実施の障害が多く、免除(waiver)の申請が出されている。

(3) 2008年にはアメリカの金融恐慌、いわゆるリーマン・

ショックが発生し、連邦政府は、政策の重点をアメリカ経済の再生に向けることを余儀なくされた。NCLB法の施策に代わって、アメリカ経済再生法に基づく巨額の予算の中に連邦教育政策を組み込み、「最優秀への挑戦」(Race to the Top)という施策を打ち出した。NCLB法は連邦の教育政策の中で後景に退いている。

2. 研究の目的

(1) アメリカ合衆国の連邦教育改革推進のための法律であるNCLB法の再改定の過程を連邦議会、州・学区の対応、批判等に関連させて実証的に検討する。

(2) NCLB法が法定化した教育改革は、どのように評価されているか、についてカリフォルニア州、インディアナ州、オハイオ州などの対応の仕方を検証する。

3. 研究の方法

(1) NCLB法の実施状況について、2008年までにどのように評価され、検証されているか、について文献資料を主に、検討する。

(2) 2008年に新たに大統領に就任したオバマ大統領の教育改革について、その諮問委員会の委員にインタビューを行い、再改定の方向性ないし修正点はどこか、を聞く。

(3) 連邦教育改革を、州や学区ではどのように対応しているか、どのような問題、成果があるか、を検証する。

4. 研究成果

(1) オバマ大統領は、就任後ほどなく、NCLB法の改定の方向性を示す『改革のための青写真』(A Blueprint for Reform-The Reauthorization of the Elementary and Secondary Education Act)を公表した。その中では、NCLB法の定める学力テスト成績の不振に対する制裁は、学校格差を拡大し、教員の意欲を殺ぐ(教員志望者の減少、成績優良学校への転勤希望など)などのマイナスデータが各地で公表された。2011年9月に行った、カリフォルニア州、インディアナ州、オハイオ州等でのヒアリング調査でこれらの内容に合致する証言を得た。

(2) 2012年9月には、オバマ大統領の教育諮問会議の委員であるD.Kirp教授(カリフォルニア大学バークレー校)およびGoodwin Liu教授(カリフォルニア大学バークレー校、現カリフォルニア州最高裁判所判事)にインタビューし、オバマ政権の教育政策の要点を教示してもらった。彼らが強調した点は、教育の機会均等を幼児から保障すること、公民権教育を実質的に保障するこ

とができるか、どうか、が重要であるということだった。

(3) NCLB法の再改定が進捗しない中であって、連邦議会の承認の下で2011年2月に設置された「衡平と優秀性を目指す委員会」(The Equity and Excellence Commission)が2年余の審議を行い、「それぞれの子ども、すべての子どものために—教育上の衡平と優秀性に向けての戦略」(For Each and Every Child A Strategy for Education Equity and Excellence)という答申をダンカン教育長官に提出した。この答申は、NCLB法の施策が学力テストの成績向上への成果を過剰に問い、制裁を課すものであり、公立学校の民営化 チャータースクール の導入支援に傾斜しているものであるのに対して、格差是正、公民権教育の重視、積極的差別解消策などを重視するべきであるとする内容である。

(4) NCLB法の学力テスト成績の重視、学力テストの成績向上評価に依拠した学校の善し悪しの評価とそれへの制裁がアメリカの公教育の改革だろうか、とする有力な意見が出されたのが2010年ころである。中でも、NCLB法の導入時に連邦教育省の次官であり、アメリカ教育史の著名な研究者であるDiane Ravitchは「アメリカ学校制度の

死と命 学力テストと学校選択は教育を衰えさせている」(The Death and Life of the Great American School System How Testing and Choice are Undermining Education)との著書を刊行し、有力な雑誌であるThe Nationの2010年5月号に率直にNCLB法の支持、推進の立場から反対の立場に変わったかを「なぜ私は考えを変えたか」(Why I Changed My Mind)にその理由を述べた。さらに、オバマ政権の教育長官であるダンカンを名指しで公教育を壊す政策の推進者だと手厳しい批判を公表した。2013年3月にこれらの言説や報告書をめぐってどのような反応、論議があるのか、について確認するべく、マイアミ大学(オハイオ州)のキャンブロン・マカベ教授とロヨラ・メリーマウント大学(カリフォルニア)州ロス・アンジェルス)のマッカシ教授と数名の教授、教育委員会関係者を交えてのミニ・カンファランスを持ち、意見交換をおこなった。そこでは、アメリカ公教育の危機は、教育財政問題が大きいことと、人種間格差、英語学習者のマイノリティー問題が重視されるべきであることは確認できた。

(5) 連邦補助金(federal grants)を使用するという点で共通する連邦施策としてオバマ医

療改革(Affordable Care Act)が2010年に成立し、2014年から施行となった。この法律は、連邦政府の管轄を超え、州主権を侵害するものであるとしていくつかの有力州が執行停止を求めて裁判を提起した。2012年に連邦最高裁は、National Federation of Independent Business v. Sebelius事件でかろうじて連邦医療改革プログラムを合憲とした。NCLB法の連邦補助金プログラムは、州への学力テストの強制、制裁の義務付けなどは、NFIB v. Sebelius判決の基準からすると、違憲判断とする裁判官が多数を占めると言える。連邦教育法をこの判決の観点から検討することが必要と考えて、判決のコピーとAffordable Care Actの正文を冊子にし、関心をもつ研究者に配布し、意見交流を行った。

5. 主な発表論文等
(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計 1件)
青木宏治「アメリカ教育法と連邦政府の役割 連邦教育法であるNCLB法の意義」神奈川大学法学研究所ニュースレター、17号、2014年刊行予定、頁未定

〔図書〕(計1件)
青木宏治「教育の地方自治と教育立法」『教育法の現代的争点』法

6 . 研究組織

(1)研究代表者

青木宏治 (Aoki Koji)
神奈川大学・法学研究所・
研究員
研究者番号 : 10116999

(2)研究分担者

()

研究者番号 :

(3)連携研究者

()

研究者番号 :